

瀬戸内市放課後児童クラブ 指定管理者募集要項

瀬戸内市こども未来部こども保育課

瀬戸内市放課後児童クラブ指定管理者募集要項

瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第67号、以下「手続条例」という。）及び瀬戸内市放課後児童クラブ条例（平成30年瀬戸内市条例第7号、以下「設置条例」という。）に基づき、瀬戸内市放課後児童クラブの管理運営業務を行う指定管理者をこの要項に定めるところにより、広く募集します。

1 瀬戸内市放課後児童クラブ指定管理募集施設の概要

別表のとおり

2 指定管理の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

3 スケジュール

指定管理者の応募から決定までのスケジュールは、概ね次のように予定しております。ただし、現在別表記載の施設における放課後児童クラブの管理運営業務を行う指定管理者である者が、同一クラブの指定管理者として応募した場合は、(2)については省略します。

詳細については、次項以降で確認してください。

(1) 募集要項の配布	令和8年7月29日～令和8年8月17日
(2) 現地説明会の実施	令和8年7月31日
(3) 質問の受付	令和8年7月31日～令和8年8月3日
(4) 質問の回答	令和8年8月5日
(5) 応募申請書の受付	令和8年8月6日～令和8年8月17日
(6) ヒアリングの実施	令和8年8月24日
(7) 審査結果の通知	令和8年8月下旬（予定）
(8) 指定管理者の指定	令和8年9月下旬（市議会議決）
(9) 指定管理者指定通知・公表	令和8年10月上旬（予定）
(10) 基本協定の締結	令和8年10月（予定）
(11) 前任者との引継ぎ	基本協定締結日～令和9年3月31日（予定）
(12) 年度協定書の締結	令和9年4月1日（以後毎年度）
(13) 指定管理者による運営開始	令和9年4月1日

4 指定管理者の応募

(1) 応募方法

応募は、別表「施設の概要」の地区単位の区分ごとに応募してください。複数の地区を選択して応募することもできます。（地区単位内の施設を分割（選択）して応募する

ことはできません。)

(2) 応募資格

応募資格を有するものは、団体（法人格の有無は問わない。）であって、申請時点で次の全ての事項に該当しない者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により瀬戸内市における一般競争入札の参加資格を有しない者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
- ③ 瀬戸内市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
- ④ 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 地方自治法（昭和24年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた時から2年を経過していない者
- ⑥ 瀬戸内市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑧ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- ⑨ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条、235条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (オ) 暴力団の構成員等

(3) 募集要項等の配布

① 配布期間

令和8年7月29日（水）から令和8年8月17日（月）まで
（開庁日の午前9時から午後5時まで）

② 配布場所

瀬戸内市こども未来部こども保育課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

※瀬戸内市のホームページからもダウンロードできます

(令和8年7月29日午後1時以降)

ホームページアドレス <http://www.city.setouchi.lg.jp/>

(4) 応募申請書の受付

申請書類は、窓口まで持参するか郵送してください。なお、FAX又は電子メール等による提出は一切受け付けません。

① 受付期間

令和8年8月6日(木)から同年8月17日(月)まで

開庁日で午前9時から午後5時まで(郵送の場合、必着)

② 受付場所

瀬戸内市こども未来部こども保育課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(5) 提出書類

	提出書類	作成上の注意	様式
①	指定管理者指定申請書		様式第1号
②	事業計画書	・ 指定を受けようとする公の施設 (瀬戸内市放課後児童クラブ) について作成してください ・ 複数地区の応募をする場合は、 それぞれに作成してください。	様式第2号
③	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	・ 最新のもの ・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	任意様式
④	法人にあつては、当該法人の登記簿謄本	・ 提出日において発行の日から3月以内のもの	任意様式
⑤	この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	任意様式
⑥	収支決算書及び事業報告書	・ 直近3年分 ・ 定款に定められているもの	任意様式
⑦	法人(団体)概要	・ 様式の他にパンフレット等あれば添付してください	様式第3号
⑧	役員等名簿		様式第4号
⑨	放課後児童クラブを運営している際 の関係書類	概要	沿革、施設・設備の概要、業務の内容、利用状況、職員の配置状況等
		諸規程	運営規程、就業規則、職員給与規

			程、経理規程等	
		収支決算書及び事業報告書	直近3年分	任意様式
		職員名簿	性別、年齢、資格、常勤（正規・臨時区分）・非常勤の別、勤続年数を記載	任意様式
⑩	直近3年分の市区町村税等の納税証明書		未納のない旨を記載された証明書を提出してください。課税されない団体については、代表者のものを提出してください。 ・市内に事業所がある場合は市税 ・市内に事業所がない場合 法人市民税 （個人市民税「代表者のみ」） 固定資産税	納税証明書
⑪	応募資格チェック表			様式第5号
⑫	提出書類一覧表			様式第6号

（注意）

- (7) 提出部数は、正本1部・副本8部とします。
- (イ) 提出する書類は表紙を付け左綴じとし、目次を付けるとともに、書類ごとにページを付けてください。
- (ウ) 提出する書類については、書類名（略称可）がわかるように右端にインデックを添付し、A4版ファイルに綴じてください。
- (エ) 書類の順番は、上記①から⑫の順に揃えてください。
- (オ) 提出書類の修正（軽微修正を除く。）はできません。ただし、市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めること、また、聞き取り調査を実施することがあります。
- (カ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (キ) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。
- (ク) 申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。
- (ケ) 提出された応募書類は、瀬戸内市放課後児童クラブ指定管理者募集に係る業務以外に使用することはありません。
- (コ) 本募集に当たって市から応募予定者に提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的が検討の範囲内であったとしても、本

市ので承を得ることなく第三者に市が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(6) 質問の受付及び回答

① 受付期間

令和8年7月31日（金）午前9時から令和8年8月3日（月）午後5時まで（必着）

② 提出方法

質問書（様式第7号）を電子メールに添付して送信してください。（※件名の頭に「瀬戸内市放課後児童クラブ指定管理者質問」と明記してください。）なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

電子メール送信先：kodomohoiku@city.setouchi.lg.jp

③ 質問に対する回答

令和8年8月5日（水）に一括して市ホームページ上で公開します。なお、回答に当たっては、質問をした団体名は公表しません。

(7) 応募の辞退について

応募受付後に申請を辞退する場合は、選考会開始までに辞退届（様式第8号）を提出してください。

(8) 現地説明会

① 申し込み先

現地説明会への参加を希望される場合は、令和8年7月30日（木）正午までに現地説明会参加申込書（様式第9号）を電子メールに添付してお申し込みください。なお、電話や窓口など口頭による申し込みは無効とし、参加者数は各団体2名までといたします。

電子メール送信先：kodomohoiku@city.setouchi.lg.jp

② 説明会日時及び集合場所

令和8年7月31日（金）午後2時から（3時間程度）

瀬戸内市役所 西庁舎 1階 北側入口付近に集合

住所：瀬戸内市邑久町尾張300番地1

※説明会の際には質疑応答は行いません。質問がある場合は、前記(6)②の方法によりご質問ください。

(9) ヒアリングの実施

応募内容（提案）については、ヒアリングを予定しています。

① 提案を求める主な事項

(7) 職員配置について

瀬戸内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第2項のとおり、各クラブの職員配置及び支援員の確保等についての計画を提示してください。

(4) 事業計画の提案

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、市の提示する指定管理料及

び利用料収入の中で実施可能な事業計画を提案してください。

(ウ) 学校・地域との連携について

放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割が求められます。

学校や地域との様々な連携のあり方に関する取り組みについて、市の提示する指定管理料及び利用料収入の中で実施可能な事業計画を提案してください。

(エ) 学齢に応じた保育サービスの提供について

異年齢の児童が同時に生活をしている中で、それぞれの児童の健全な育成を支援するためには、学齢に応じた保育の実施が必要です。市の提示する指定管理料及び利用料収入の中で実施可能な保育サービスの提供内容について提案してください。

② 日程

令和8年8月24日（月）※開始時間等については、応募者に別途通知をします。

(10) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ② 選定団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の選定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- ③ 協定締結及び協定発効以前に、事業の履行が確実でないと認められるとき又は施設の運営に支障を来す等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- ④ 応募予定者及び応募者は、手続条例第11条の規定により設置する「公の施設（放課後児童クラブ）の指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員及び関係市職員と本件応募についての接触（現地説明会・面接・公募に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。
- ⑤ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

5 指定管理者の予定者となる団体の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、選定委員会において審査し、応募者の順位付けを行い、第1位の者を指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）として選定します。ただし、市が求める水準を確保するため、審査基準の60%を満たさない場合は、指定候補者になることはできません。

(2) 審査方法

① 第1次審査

応募者から提出された指定管理者指定申請書等の書類をもとに、募集要項に定めた資格・要件が備わっているかどうかを審査します。

② 第2次審査

選定委員会において、審査項目及び審査基準ごとに事業計画書等の審査を行い、総

合的な評価を行います。

(3) 審査項目及び審査基準

選定委員会が応募者を審査するにあたっては、次表による審査項目及び審査基準並びに配点ウエイトにより審査します。

審査項目	審査基準	配点
1 基本方針	①指定管理者に応募した動機 ②運営にあたる理念及び基本方針 ③運営の具体的な考え方及び内容 ④類似業務の運営実績	10点
2 運営組織	①職員数、資格要件を含む人材確保 ②勤務体制及び考え方 ③職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容	20点
3 運営についての提案	①児童の発達段階に応じた健全育成などに対する考え方及び内容 ②保護者との連携及び保護者支援 ③学校との積極的連携 ④地域との積極的連携 ⑤配慮を要する児童に対する対応方針 ⑥第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応及び方法	30点
4 危機・維持管理	①事故防止、防災に対する考え方と対処方法 ②事故、災害、緊急時への対応及び体制 ③個人情報保護の方針及び方法 ④虐待防止のための措置 ⑤施設管理に関する考え方及び内容	20点
5 収支計画	①各支出項目の内容 ②利用料金の設定	20点
	合計	100点

(4) 審査結果

審査結果は、全応募者に対して令和8年8月下旬に通知します。また、結果を公表します。

6 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の選定

- ① 選定委員会による指定候補者の選定後に指定管理者の指定手続きとして、瀬戸内市議会の指定の議決を経る必要があります。
- ② 指定の議決があったときは、その旨を指定候補者に通知します。

(2) 協定の締結

前記(1)の手続の後、市と指定管理者は協定書を締結することになります。協定書は、「基本協定」と「年度協定」の2つの協定書があり、必要に応じて指定管理者の提案に対し、応募内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、指定管理者はこの求めに応じなければなりません。各協定書の内容は、次のとおりです。

① 基本協定（指定期間を通しての基本的事項に関する協定）

- (ア) 業務に関する基本的な事項
- (イ) 指定期間に関する事項
- (ウ) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (エ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (オ) 事業計画書に関する事項
- (カ) 緊急時の対応に関する事項
- (キ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (ク) その他

② 年度協定（年度ごとの業務に係る事項を定める協定）

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に市が支払うべき管理経費に関する事項
- (ウ) 当該年度の目標に関する事項
- (エ) その他

(3) 指定候補者又は指定管理者の指定の取り消し及び解除

- ① 指定候補者として選定された者、又は指定管理者が、次の(ア)から(エ)の事項に該当した場合は、指定候補者としての決定、又は指定管理者の指定を取り消すこととします。なお、次の(イ)から(エ)の事項に該当し、指定管理者の指定を取り消した場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

指定候補者としての決定が取り消しとなった場合は、前記5の応募者の順位付けにおいて第2位に決定した応募者を指定候補者として選定することとします。（第2位の応募者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の応募者について順次同様に取り扱います。）

(ア) 瀬戸内市議会により指定議案が否決されたとき

- (イ) 指定候補者又は指定管理者が破産し、若しくは解散したとき、又は施設の運営に支障を来すおそれがあるとき
- (ウ) 指定候補者又は指定管理者の提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (エ) その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

- ② 不可抗力等、市及び指定候補者又は指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知するこ

とにより協定等を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が支障なく円滑に施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(4) その他

- ① 前記(2)の協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定書で定めた事項については、基本的に改定は行いませんが、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができるものとします。
- ② 協定書締結後、指定管理者は、令和9年4月1日から管理運営業務が実施できるよう諸準備をしてください。

7 指定管理者の実施業務及び業務基準

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が実施することとなる業務及びその基準については、別添「瀬戸内市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」で定めるとおりとします。

(2) 実施業務の評価結果に伴う措置

事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

8 経費に関する事項

指定管理者が企画、実施する各事業の収入等を指定管理者の収入とすることができますが、利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、法令等により規定されたもの及び当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払いを求めることが適当であるものに限ります。

(1) 指定管理料等

本事業に係る経費のうち市が指定管理者に対して支払う金額等については次のとおりとします。(ただし、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」中の基準額変更に基づき、毎年変動あり。)また、今後、在籍児童数の減少に伴い、瀬戸内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正により職員配置基準が変更となった場合には、指定管理料が変更される可能性があります。

① 指定管理料

施設ごとに 年額4,480,000円(令和9年度予定)

② その他補助金(事業経費)

(7) 基礎的事業費

利用者1人につき、年額26,000円

(上限は年額936,000円・令和9年度予定)

(4) 機能強化事業費

開所日数等により、別途加算を行います。

(2) 市が支払う指定管理料等に含まれる経費

市が支払う指定管理料等は、人件費、事務費、施設管理費、各種公共料金等、備品購入費、保険料、活動費、その他協議の上事業遂行上必要と認められる経費が含まれるも

のとします。年間の運営は、予算の各項目の金額以内で執行してください。

(3) 利用料金

- ① 地方自治法第244条の2第8項及び設置条例第9条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させることとします。
- ② 指定管理者となった者は、瀬戸内市と利用料金の額の設定に係る協議を行い、設置条例で定める額の範囲内で利用料金の額を決定します。
- ③ 指定管理者となった者は、利用料金決定後、速やかに公表するとともに、変更する場合は、利用者に対して説明や、新料金を施行する場合、一定の周知期間を設けるなど、適切な対応を行ってください。

(4) 会計年度区分

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、指定管理料は、会計年度内において支払います。支払時期や額、方法については年度協定において定めるものとします。

(5) 会計の独立

指定管理者としての業務に係る会計については、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け、別の口座（瀬戸内市放課後児童クラブ指定管理者業務専用口座）で管理してください。

(6) 指定管理料等の返還及び減額

指定管理者が前記6の(3)に規定する指定管理者の指定の取り消し等となった場合は、前記(1)に規定する指定管理料等の支払いを停止し、又は受領済みの指定管理料等の返還を求めることがあります。

9 その他

- (1) 令和9年度の利用者募集事務については、指定管理者で行っていただきます。
- (2) 三者協議の設置
利用者・指定管理者・市の三者において定期的に協議する場を設け、問題解決を図り、クラブ運営の質を高めるものとします。
- (3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は、協定書に定めのない事項が生じた場合、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

10 添付資料

- (1) 瀬戸内市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書
- (2) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 法人（団体）概要（様式第3号）
- (5) 役員等名簿（様式第4号）
- (6) 応募資格チェック表（様式第5号）
- (7) 提出書類一覧表（様式第6号）
- (8) 質問書（様式第7号）
- (9) 辞退届（様式第8号）

(10) 現地説明会参加申込書（様式第9号）

1 1 その他

応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。

1 2 問い合わせ先

瀬戸内市こども未来部こども保育課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

TEL : 0869-24-8004 FAX : 0869-24-8081

電子メール : kodomoiku@city.setouchi.lg.jp

別表

施設の概要

1 邑久地区

(1) ゆめっこクラブ 1 組

①所在地	瀬戸内市邑久町山田庄 8 1 3 番地 2
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	1 3 9. 6 6 m ²
④建築年月	平成 1 1 年 3 月
⑤利用申込者数	通年 3 3 名・長期のみ 2 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(2) ゆめっこクラブ 2 組

①所在地	瀬戸内市邑久町山田庄 8 1 3 番地 2
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	1 2 6. 4 3 m ²
④建築年月	平成 2 0 年 3 月
⑤利用申込者数	通年 3 3 名・長期のみ 2 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(3) ゆめっこクラブ 3 組

①所在地	瀬戸内市邑久町山田庄 8 1 3 番地 2
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	1 3 9. 6 6 m ²
④建築年月	平成 2 5 年 3 月
⑤利用申込者数	通年 3 4 名・長期のみ 4 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

2 今城地区

(1) 今城っ子クラブ 1 組

①所在地	瀬戸内市邑久町大富 2 5 番地（今城小学校地内）
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	7 9. 1 1 m ²
④建築年月	平成 1 9 年 4 月
⑤利用申込者数	通年 2 0 名・長期のみ 1 0 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(2) 今城っ子クラブ 2 組

①所在地	瀬戸内市邑久町大富 2 5 番地（今城小学校地内）
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	7 4. 1 7 m ²
④建築年月	平成 2 9 年 5 月
⑤利用申込者数	通年 2 4 名・長期のみ 9 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

3 裳掛地区

(1) キッズクラブ

①所在地	瀬戸内市邑久町虫明 8 4 1 番地 1
②施設構造	鉄骨造（裳掛こども園内）
③延床面積	約 3 3 m ²
④建築年月	平成 3 1 年 3 月
⑤利用申込者数	通年 1 0 名・長期のみ 0 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

4 美和地区

(1) 美和っ子クラブ

①所在地	瀬戸内市長船町東須恵 1 6 6 6 番地 1
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	6 6 . 0 2 m ²
④建築年月	平成 1 3 年 8 月
⑤利用申込者数	通年 1 6 名・長期のみ 0 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

5 国府地区

(1) 第 1 ひまわりクラブ

①所在地	瀬戸内市長船町福里 8 5 3 番地（国府小学校地内）
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	7 9 . 1 1 m ²
④建築年月	平成 1 2 年 3 月
⑤利用申込者数	通年 2 5 名・長期のみ 4 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(2) 第 2 ひまわりクラブ

①所在地	瀬戸内市長船町福里 8 5 3 番地（国府小学校地内）
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	7 9 . 2 5 m ²
④建築年月	平成 2 1 年 2 月
⑤その他	通年 2 4 名・長期のみ 3 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

6 行幸地区

(1) みゆキッズクラブ 1 組

①所在地	瀬戸内市長船町服部 1 5 6 番地 1（行幸老人憩いの家地内）
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	7 1 . 1 9 0 m ²
④建築年月	平成 1 2 年 3 月
⑤利用申込者数	通年 4 4 名・長期のみ 0 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(2) みゆキッズクラブ2組

①所在地	瀬戸内市長船町服部181番地1（行幸小学校地内）
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	74.17㎡
④建築年月	平成30年5月
⑤利用申込者数	通年42名・長期のみ0名（令和8年4月1日現在）

(3) みゆキッズクラブ3組

①所在地	瀬戸内市長船町服部156番地1（行幸老人憩いの家地内）
②施設構造	軽量鉄骨造（プレハブ造）
③延床面積	71.190㎡
④建築年月	平成12年3月
⑤利用申込者数	通年20名・長期のみ12名（令和8年4月1日現在）